

事前協議完了書

年 月 日

開発者

所在地(住所)

名称(氏名)

殿

河合町長

開発行為に関する事前協議が完了したので、河合町開発行為に関する指導要綱第5条第2項第4号の規定により通知します。ただし、下記条件を遵守すること。

記

- ・河合町開発行為に関する指導要綱の規定による事前協議の内容を履行すること。
- ・開発行為の計画を変更する場合は、遅滞なく町長へ報告し定められた手続きを行うこと。
- ・開発行為に起因する諸問題が発生した場合は、遅滞なく町長へ報告し開発者により解決すること。
- ・道路上に車両及び資材等を置いて通行の妨げとならないようにすること。
- ・工事関係車両の搬入出に伴い道路構造物等が破損した場合は、町長が指示する方法で開発者により復旧すること。
- ・工事関係車両に付着した泥土にて路面の汚損が生じることのないよう十分対策を講じるとともに、汚損を生じた時は、即時清掃及び復旧を確実にすること。